○さくら市自主防災組織活動支援補助金交付要綱

平成28年２月１日告示第８号

改正

平成28年10月３日告示第168号

平成31年２月12日告示第９号

さくら市自主防災組織活動支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第５条第２項及び第８条第２項第13号の規定により自主防災組織の活動を支援するため、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号。以下「訓令」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内においてさくら市自主防災組織活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する自主防災組織とする。

(１)　自主防災組織の規約を有し、当該規約を市及び市内の消防署に提出した自主防災組織

(２)　補助金の交付を受けようとする年度にさくら市市民活動助成金交付要綱（平成20年さくら市告示第17号）の規定により助成金（同告示第２条第１項第２号エに規定する災害等に対応する自主防災組織づくり事業に係るものに限る。）の交付を受けていない自主防災組織

（補助対象事業及び補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が実施する事業で次の各号に掲げるものとし、当該事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象経費」という。）は、当該各号に定める経費とする。

(１)　市内の自主防災組織がその設立に伴う初期投資として防災活動に必要な資機材等を購入する事業（以下「防災資機材等整備事業」という。）　自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に係る経費で別表第１に規定する資機材等（以下「防災資機材等」という。）の購入に要するもの

(２)　市内の自主防災組織がその運営に伴う活動費用を負担する事業（以下「自主防災組織運営事業」という。）　自主防災組織の運営に必要な別表第２に規定する費用（以下「運営費用」という。）

(３)　前号に規定するほか、市長が特に必要と認める事業　市長が認める経費

（補助金額）

第４条　一の補助対象者に交付する補助金の額は、当該補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額とする。ただし、防災資機材等整備事業にあっては50万円を、自主防災組織運営事業にあっては一の年度当たり３万円を限度とする。

（事業の実施期間）

第５条　この告示により補助金を交付する事業の実施期間は、平成31年度から平成33年度までとする。

（申請書）

第６条　訓令第３条第２項第７号に規定する申請書は、自主防災組織活動支援補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　前項に規定する申請書が次に掲げる事業に係るものである場合は、当該各号に掲げる書類を添えるものとする。

(１)　防災資機材等整備事業　次に掲げる書類

ア　収支予算（決算）書（様式第１号の２）

イ　防災資機材等の購入に係る見積書

ウ　ア及びイに規定するほか、市長が必要と認める書類

(２)　自主防災組織運営事業　次に掲げる書類

ア　事業計画書（様式第１号の３）

イ　運営費用に係る見積書

ウ　ア及びイに規定するほか、市長が必要と認める書類

(３)　第３条第３号に規定する事業　市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第７条　市長は、規則第５条の規定により交付を決定した場合は、自主防災組織活動支援補助金交付決定通知書（様式第２号）及び自主防災組織活動支援補助金交付決定指令書（様式第３号）により、交付の決定を受けた補助対象者（次条において「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（変更の承認）

第８条　交付決定者は、規則第６条第１項第１号に規定する承認を求める場合は、自主防災組織活動支援補助金変更承認申請書（様式第４号）に市長が必要と認める書類を添え、遅滞なく市長に申請しなければならない。

２　規則第６条第１項第１号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の２割以内の減額及び事業内容の変更とする。

３　市長は、第１項に規定する申請に係る変更を承認した場合は、自主防災組織活動支援補助金変更承認通知書（様式第５号）及び自主防災組織活動支援補助金変更決定指令書（様式第６号）により、変更の承認を受けた交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第９条　訓令第３条第２項第11号に規定する実績報告書は、自主防災組織活動支援補助金実績報告書（様式第７号）とする。

２　前項に規定する実績報告書が次に掲げる事業に係るものである場合は、当該各号に定める書類を添えるものとする。

(１)　防災資機材等整備事業　次に掲げる書類

ア　収支予算（決算）書（様式第１号の２）

イ　防災資機材等の購入に係る請求書、領収書等の写し

ウ　防災資機材等を撮影した写真等

エ　防災資機材等の保管又は配置場所を明らかにした書類

オ　アからエまでに規定するほか、市長が必要と認める書類

(２)　自主防災組織運営事業　次に掲げる書類

ア　事業報告書（様式第７号の２）

イ　運営費用に係る請求書、領収書等の写し

ウ　事業の実施状況が分かる写真等

エ　アからウまでに規定するほか、市長が必要と認める書類

(３)　第３条第３号に規定する事業　市長が必要と認める書類

（額の確定の通知）

第10条　規則第16条に規定する通知は、自主防災組織活動支援補助金の額の確定通知書（様式第８号）及び自主防災組織活動支援補助金の額の確定指令書（様式第９号）により行うものとする。

（交付請求書）

第11条　訓令第３条第２項第10号に規定する請求書は、自主防災組織活動支援補助金交付請求書（様式第10号）とする。

（交付の特例）

第12条　市長は、特に必要があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。

２　前条の規定は、概算払に係る補助金の交付の請求について準用する。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文　抄

平成28年４月１日から適用する。

改正文（平成28年10月３日告示第168号抄）

平成28年４月１日から適用する。

前　文（抄）（平成31年２月12日告示第９号）

平成31年４月１日から適用する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 経費の種類 |
| 情報収集・伝達用資機材 | ハンドマイク、携帯用無線機・受令機、携帯用ラジオその他情報収集・伝達活動に必要な資機材 |
| 初期消火用資機材 | 消火器、水バケツ、砂袋、防火衣、ヘルメット、とび口その他初期消火活動に必要な資機材 |
| 水防用資機材 | 防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、杭、土のう袋、鎌その他水防活動に必要な資機材 |
| 救出用資機材 | バール、はしご、大工道具、鉈、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、チェーンソー、一輪車、リヤカーその他救出活動に必要な資機材 |
| 救護用資機材 | 担架、救急セット、テント、毛布、シート、簡易トイレその他救護活動に必要な資機材 |
| 避難用資機材 | 強力ライト、ハンドマイク、警笛その他避難活動に必要な資機材 |
| 給食・給水用資機材 | 炊事用具、給水タンク、非常食その他給食・給水活動に必要な資機材 |
| 訓練用資機材 | 訓練用消火器その他訓練に必要な資機材 |
| 照明用資機材 | 発電機、投光器その他照明に必要な資機材 |
| その他 | 防災備蓄倉庫、カメラ、携帯電話機用充電器、ビニールシート等 |

別表第２（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 経費の種類 |
| 啓発活動 | 啓発用チラシ、パンフレット等の印刷費、資料等の購入費その他防災意識の向上を目的とする活動に要する費用 |
| 訓練活動 | 消火訓練の実施に要する燃料費及び消火器充填費、炊き出し訓練の実施に要する燃料費及び材料費、当該訓練の参加者が加入する傷害保険料その他防災訓練の実施に要する費用 |
| 研修活動 | 講師謝礼、資料購入費、印刷費、研修参加費その他防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する費用 |